

平成 2 6 年第 1 回臨時会

滝 川 市 議 会 会 議 録

第 1 回臨時会会議録目次

第 1 日目（平成 2 6 年 2 月 1 0 日）	頁
○開会宣告	3
○開議宣告.....	3
○日程第 1 会議録署名議員指名.....	3
○日程第 2 会期決定.....	3
○日程第 3 報告第 1 号 専決処分について（損害賠償額の決定）	3
○日程第 4 報告第 2 号 専決処分について（調停の申立て等）	4
○日程第 5 報告第 3 号 専決処分について（調停の申立て等）	6
○日程第 6 報告第 4 号 専決処分について（調停の申立て等）	8
○日程第 7 議案第 1 号 平成 2 5 年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第 3 号）	9
○日程第 8 議案第 2 号 滝川市保育の実施に関する条例	
議案第 3 号 滝川市立保育所条例	
議案第 4 号 滝川市こどもセンター条例等の一部を改正する等の条例	
議案第 5 号 不動産の処分について	
議案第 6 号 不動産の無償譲渡及び無償貸付けについて.....	1 0
○閉会宣告.....	2 4

平成26年第1回滝川市議会臨時会（第1日目）

平成26年 2月10日（月）

午前10時00分 開 会

午前11時48分 閉 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 会期決定

日程第 3 報告第 1号 専決処分について（損害賠償額の決定）

日程第 4 報告第 2号 専決処分について（調停の申立て等）

日程第 5 報告第 3号 専決処分について（調停の申立て等）

日程第 6 報告第 4号 専決処分について（調停の申立て等）

日程第 7 議案第 1号 平成25年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第3号）

日程第 8 議案第 2号 滝川市保育の実施に関する条例

議案第 3号 滝川市立保育所条例

議案第 4号 滝川市こどもセンター条例等の一部を改正する等の条例

議案第 5号 不動産の処分について

議案第 6号 不動産の無償譲渡及び無償貸付けについて

○出席議員（18名）

1番	渡 辺 精 郎 君	2番	清 水 雅 人 君
3番	水 口 典 一 君	4番	坂 井 英 明 君
5番	渡 邊 龍 之 君	6番	小 野 保 之 君
7番	木 下 八重子 君	8番	山 本 正 信 君
9番	三 上 裕 久 君	10番	堀 重 雄 君
11番	関 藤 龍 也 君	12番	山 口 清 悦 君
13番	田 村 勇 君	14番	井 上 正 雄 君
15番	柴 田 文 男 君	16番	荒 木 文 一 君
17番	大 谷 久美子 君	18番	窪之内 美知代 君

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市 長	前 田 康 吉 君	副 市 長	吉 井 裕 視 君
副 市 長	鈴 木 光 一 君	教育委員会委員長	若 松 重 義 君
教 育 長	小 田 真 人 君	監 査 委 員	宮 崎 英 彰 君

総括理事	高橋賢司君
市民生活部参事	伊藤克之君
保健福祉部長	佐々木哲君
経済部長	千田史朗君
農政部次長	中島隆宏君
建設部長	大平正一君
教育部長	舘敏弘君
教育部参事	河野敏昭君
市立病院事務部長	鈴木靖夫君

総務部長	山崎猛君
市民生活部参事	石川雅敏君
保健福祉部次長	中川啓一君
農政部長	若山重樹君
農政部参事	多田幸秀君
建設部技監	高瀬慎二郎君
教育部指導参事	四十九院正満君
監査事務局長	堀下博正君
市立病院事務部次長	田湯宏昌君

○本会議事務従事者

事務局長	菊井弘志君
書記	橋本洋衣君

書記	和田英昭君
書記	村井理君

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長 長 おはようございます。ただいまより、本日をもって招集されました平成26年第1回滝川市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、18名であります。

◎開議宣告

○議長 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において窪之内議員、渡辺精郎議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議長 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日の1日間といたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

◎日程第3 報告第1号 専決処分について（損害賠償額の決定）

○議長 長 日程第3、報告第1号 専決処分について（損害賠償額の決定）を議題といたします。説明を求めます。石川市民生活部参事。

○市民生活部参事 おはようございます。報告第1号 専決処分につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

専決事項は、車両損傷事故に伴う損害賠償額の決定でございます。

事故発生日時は平成25年9月10日午後5時30分ごろで、事故発生場所は滝川市新町4丁目7番30号、空知自動車学校の駐車場でございます。

相手方は、記載のとおりでございます。

損害賠償額は、車両の修理費14万2,800円でございます。

事故の原因につきましては、環境保全推進用務により公用車両を空知自動車学校駐車場内に駐車し、サイドブレーキをかけないまま車両から離れたところ、後方に動き出し、同駐車場内の車両後方に駐車していた相手方車両の後部に衝突し、損害を与えたものでございます。

専決処分年月日は、平成26年1月8日でございます。

以上、報告とさせていただきますが、今回の事故につきましては改めておわび申し上げます。今

後につきましては、より一層安全運転の徹底に努めてまいります。まことに申しわけございませんでした。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第1号は、報告済みといたします。

◎日程第4 報告第2号 専決処分について（調停の申立て等）

○議 長 日程第4、報告第2号 専決処分について（調停の申立て等）を議題といたします。

説明を求めます。建設部技監。

○建設部技監 おはようございます。それでは、報告第2号 専決処分についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして次のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告を申し上げます。

専決事項は、市営住宅の明け渡し及び滞納家賃の支払いの請求に関する調停の申し立て等でございます。

相手方は、記載のとおりとなっております。

申し立ての趣旨でございますけれども、相手方が市営住宅の家賃を滞納していることから、再三にわたりその支払いの催促を行いましたが、履行されなかったため、当該市営住宅の明け渡し及び滞納家賃の支払い請求の申し立て等をするものでございます。

追行の方針でございますけれども、1といたしまして、調停において目的を達することができないときは裁判所に市営住宅の明け渡し及び滞納家賃の支払いに関する訴えを提起するものでございます。2といたしまして、調停において必要があるときは適当と認められる条件で和解に応じますが、和解がされてもその内容が実行されないときは裁判所へ訴えを提起することとしております。

専決処分年月日は、平成26年1月8日でございます。

以上をもちまして説明を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 大きく2点お伺いしたいと思います。

まず、1点目は、連帯保証人の方に対する通知及び連帯保証人との協議はどのように行われたのかということをお伺いいたします。

2点目は、毎回の本会議でこの専決処分が出されるようになっておりますが、調停追行の方針の（1）あるいは（2）の事例がそれぞれ何例ぐらいずつになっているのかということをお伺いをいたします。

○議 長 清水議員の質疑に対する答弁を求めます。若干答弁に時間を要しますので、暫時休憩といたします。

休憩 午前１０時０７分

再開 午前１０時１０分

○議 長 会議を再開をいたします。

答弁を求めます。建設部技監。

○建設部技監 まず、連帯保証人の関係でございますが、連帯保証人につきましては、滞納者に対しましては基本的には市としては本人主体ということで相談等において進めているところでございます。滞納者側から連帯保証人への同席依頼があった場合も同席をしていただいているところでございますが、同席をしていただいて全額を保証人が支払っていただいたという事例もまれにはこれまであったようでございますが、連帯保証人の連絡でございますが、最終催告書送付時におきまして入居者の状況報告と連帯保証人は入居者と同じ責任があるのだというような旨を文書を送っておるところでございますが、さらに入居許可取り消し通知及び明け渡し請求送付書を送付時におきましても同じ文書を連帯保証人に送っているところでございます。実態としましては、これによって連帯保証人さんが直接来られる場合もありますが、ほとんどは連絡がないというようなパターンも多い事情でございます。

それから、２５年度の専決処分関係、ご報告させていただいている件でございますが、これまで９件ございます。それから、９件のうち調停が至らず裁判へと至った件数は３件ございます。それから、それらについてさらに強制退去という部分については１件の数字となっているところでございます。

以上でございます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 連帯保証人に対しては、最終催告書のときに今言われたことを書類で報告をしていると。本人主体ということで、恐らく今の答弁から察するにそれ以前は連帯保証人にはほとんど連絡がないのか、それとも一定の滞納額等について連絡がされているのかお伺いをしたいと思います。

○議 長 建設部技監。

○建設部技監 最終催告の段階で、額面だとか滞納額等について連帯保証人に連絡させていただいているところでございます。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 連帯保証人は、無条件で債務が発生するということではないはずなのです。このように１カ月１万円前後の家賃が２０万円にも３０万円にもなる。そういうことを想定して連帯保証人にはならないのです。大体３カ月とか半年滞納が続いたら、その程度なら連帯保証になってもいいよということとなるケースが多いと私は思うのです。ところが、実際に連絡来るのは２０万円とか

30万円になってからということでは、連帯保証契約書との整合性はとれているのでしょうか。また、道営住宅の場合は一回でも滞納が発生するとはがきを出していると思います。それとの関係でもやはり滝川市の連帯保証人に対する誠意というか、対等な関係ですから、対等な関係で行うべき義務を行っていないという点で、これで最後は連帯保証人に払ってくれというのはちょっと私は酷だなと。これでは、とても連帯保証人に対して最後まで求めることに私は無理を感じるわけですが、それについて先ほどの契約書との整合性、あるいはこれまでの対応、また今後の対応について伺いたいと思います。

○議長 建設部技監。

○建設部技監 確かに公営住宅法であれば3カ月滞納すれば退去の要件ということになります。ただ、実際の話、納付相談とか、そういう部分がこれまでも滞納者の方とはいろいろ接している中でありまして、一刀両断に3カ月たったからという部分では、今までも市営住宅の場合にはそこまでの極端な行動はしないで、極力相手方とコンタクトをとるようにしながら、少しでも納めていただいて、少しでも住んでいただけるように手を尽くしながらやっております。その結果、一月当たり満額ではないとしても多少なりとも納めていただいた中で、結果的には滞納期間が長く延びてしまった部分もございますけれども、そういうことで相手と少しでもコンタクトをとりながらやってきた経過がございますので、確かに結果から見れば連帯保証人に対する連絡という部分は道営住宅に比べたら遅くなっていることはあるかと感じておるところでございますけれども、ただその辺を早目早目に連帯保証人にもお知らせするほうがいいのではないかという議論も我が所管としては今しているところでございますので、ちょっとその辺につきましては今後検証しながら、どのタイミングで連帯保証人にお知らせしたほうがいいのかという部分も検討していきたいなというふうに考えているところでございます。ですから、我々としては連帯保証人というのは契約した段階で債務は該当者と同じように責任が発生するという認識は同じ、ありますので、そこはありますけれども、やはり住んでいただくということを前提に今まで考えておりますので、その辺を踏まえた上で連帯保証人に対する対応もちょっとこれからも検証していきたいなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて質疑を終結いたします。

報告第2号は、報告済みといたします。

◎日程第5 報告第3号 専決処分について(調停の申立て等)

○議長 長 日程第5、報告第3号 専決処分について(調停の申立て等)を議題といたします。

説明を求めます。建設部技監。

○建設部技監 報告第3号につきまして説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして次のとおり専決処分をいたしましたので、同

条第2項の規定により報告を申し上げます。

専決事項は、市営住宅の明け渡し及び滞納家賃の支払いの請求に関する調停の申し立て等でございます。

相手方は、記載のとおりとなっております。

申し立ての趣旨でございますけれども、相手方が市営住宅の家賃を滞納していることから、再三にわたりその支払いの催促を行いましたが、履行されなかったため、当該市営住宅の明け渡し及び滞納家賃の支払い請求の申し立て等をするものでございます。

追行の方針でございますけれども、1といたしまして、調停において目的を達することができないときは裁判所に市営住宅の明け渡し及び滞納家賃の支払いに関する訴えを提起するものでございます。2といたしまして、調停において必要があるときは適当と認められる条件で和解に応じますが、和解がされてもその内容が実行されないときは裁判所へ訴えを提起することとしております。

専決処分年月日は、平成26年1月8日でございます。

以上をもちまして説明を終わります。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 報告第2号と同様の内容ですので、引き続きのような質疑になりますが、まず市営住宅の連帯保証人というのはどういう状況でなるのか。高額の商品を買うときに連帯保証人になるときは、それは断ることも含めていろんな選択肢がある。最終的には、連帯保証人がいないので、契約できないと。しかし、市営住宅というのは住居に困窮をして、やっと抽せんで入居権を得られて、そしてとにかくよかったなということで、連帯保証人になる人も応援しながら入るわけです。ところが、実際は入居者と連帯保証人との間で余り意思疎通がないと。情報交換がないという中で、もう数十万円の負債になっていることを連帯保証人が知ると。これでは余りにも、連帯保証人がせつなく私は連帯保証人になったのだと。もう選択の余地ないわけです、知人あるいは家族が住む場所もないのに。そういうことを考えれば、2カ月滞納する、3カ月滞納する時点で確実に連帯保証人に知らせると。そういうことを北海道がやっているのですから、すぐにもやらないと、これは連帯保証人の生計にも、また当事者にもいいことはまるで何ひとつない。もう最初からやっていればいろんな選択肢があるわけです。それは、行政のみぞ知る情報ですから、行政が変わらないと変わらないのです。先ほど検討なんていうことを言われましたが、それではもう全然私は納得できない。道はもう10年も前からやっているわけですから、滝川市の住宅行政はおくれているとしか私は言いようがない。もう一度突っ込んだ答弁をお願いいたします。

○議長 答弁を求めます。建設部技監。

○建設部技監 道営住宅は道営住宅の一つの特別会計としてこれまでも運用していると思っておりますけれども、我々は市営住宅の事業者として考えとしてこれまでやってきた経過があります。ですから、その中で連帯保証人に対する考えという部分に関しましても、それが責任としては発生しますけれども、債務者本人、居住者そのものの債務が全てがその方に係るかどうかというのは、また裁判の行方になるかもしれません。基本的には、責任がそれぞれ発生するのは同じ考えだとは我々は思っ

ておりますけれども、やはり当事者の方にまずはそこに接触した中で、その辺を少しでも滞納にならないように進めていきたいということできているところでございます。ですから、滞納したからすぐ連帯保証人という部分も、それは契約上はそのような、必要かもしれませんが、これまではあくまでも当事者に対していろいろ接触した中で少しでも納めていただけるように相談してきた経過の中でやってきたところでございますけれども、ただ我々としてもそれを問題ではないというふうに思っているわけではないので、連帯保証人に対する報告の時期とか、その部分についても当然所管としては現状のままでいいとは思っておりませんので、それがいいのか、またもう一回見直しするかという部分は先ほどお話しさせていただいたように今後これから検証していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 私は、連帯保証契約書に連帯保証額の上限を設けるとか、そうでもしないと市営住宅の連帯保証にすまなれないということが起きてくると思うのです。そうすると、これはあくまでも連帯保証の中身というのは家賃に限定されたものですから、建物がどうだ、修繕がどうだとかということについては連帯保証の範囲に入っていませんから、普通通常を考えればどんな高くたって今3万円以上のところはまずない。4万円以上はないですよ。3カ月で12万円ですよ。それが30万円にもなるということは、それはやっぱり行政の落ち度だと私は思います。そういうのは、連帯保証人が自分に背負い切れないような額を滞納し始まっているとなれば、私はもうこれ以上は連帯保証できないよと、退去命令させてくれと言うことだって連帯保証人はできるのだけれども、その機会を失うわけです。失ってきているわけです、これまで。そういう点で何か検証しなければならないとか、そんなレベルの認識では弱い。連帯保証契約書の金額を上限設けて、行政上の責任も明確にしておくとか、そういったことまでもした改革が必要ではないでしょうか。

○議 長 建設部技監。

○建設部技監 先ほど来からお話しさせていただいておりますけれども、この場で今基本的な方針を変更という考えはございませんが、またこれからも検討していきますけれども、清水議員さんのご意見として伺っておきたいと感じておるところでございます。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

報告第3号は、報告済みといたします。

◎日程第6 報告第4号 専決処分について（調停の申立て等）

○議 長 日程第6、報告第4号 専決処分について（調停の申立て等）を議題といたします。

説明を求めます。建設部技監。

○建設部技監 報告第4号 専決処分について説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして次のとおり専決処分をいたしましたので、同

条第2項の規定により報告を申し上げます。

専決事項は、市営住宅の明け渡し及び滞納家賃の支払いの請求に関する調停の申し立て等でございます。

相手方は、記載のとおりとなっております。

申し立ての趣旨でございますけれども、相手方が市営住宅の家賃を滞納していることから、再三にわたりその支払いの催促を行いましたが、履行されなかったため、当該市営住宅の明け渡し及び滞納家賃の支払い請求の申し立て等をするものでございます。

追行の方針でございますけれども、1といたしまして、調停において目的を達することができないときは裁判所に市営住宅の明け渡し及び滞納家賃の支払いに関する訴えを提起するものでございます。2といたしまして、調停において必要があるときは適当と認められる条件で和解に応じますが、和解がされてもその内容が実行されないときは裁判所へ訴えを提起することとしております。

専決処分年月日は、平成26年1月8日でございます。

以上をもちまして説明を終わります。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第4号は、報告済みといたします。

◎日程第7 議案第1号 平成25年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算(第3号)

○議長 長 日程第7、議案第1号 平成25年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部技監。

○建設部技監 ただいま上程されました議案第1号 平成25年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算(第3号)につきまして説明いたします。

今回の補正につきましては、退去者の増加に伴い、敷金払戻金の増額とあわせて入居者の増加を見込んだ敷金収入の増額を敷金を積み立てています基金による財源措置とあわせて補正したいとするものでございます。

それでは、1ページをお開き願います。第1項で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,107万4,000円とするものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正後の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところとしております。

2ページから3ページまでは第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しいただきたいと思います。

続いて、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。3款1項1目市営住宅敷金支出金でございますが、補正前の額331万3,000円に80万円を増額し、補正後の額を411万3,000円とするものでございます。

2項1目基金積立金でございますが、補正前の額269万2,000円に70万円を増額し、補正後の額を339万2,000円とし、後ほど説明させていただきます歳入増額分の財源措置を当科目で行いたいとするものでございます。

以上、歳出合計は150万円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。5款2項1目基金繰入金でございますが、補正前の額331万3,000円に80万円を増額し、補正後の額を411万3,000円とし、さきに説明しました歳出増額分の財源措置を当科目で行いたいとするものでございます。

7款2項1目市営住宅敷金収入でございますが、補正前の額266万6,000円に70万円を増額し、補正後の額を336万6,000円とするものでございます。

以上、歳入合計は150万円の増額となったところでございます。

これら歳入歳出の予算の補正後の総額をそれぞれ8億7,107万4,000円としたいとするものでございます。

以上を申し上げまして議案第1号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は可決されました。

◎日程第8 議案第2号 滝川市保育の実施に関する条例
議案第3号 滝川市立保育所条例

議案第4号 滝川市こどもセンター条例等の一部を改正する等の条例

議案第5号 不動産の処分について

議案第6号 不動産の無償譲渡及び無償貸付けについて

○議長 日程第8、議案第2号 滝川市保育の実施に関する条例、議案第3号 滝川市立保育所条例、議案第4号 滝川市こどもセンター条例等の一部を改正する等の条例、議案第5号 不動産の処分について、議案第6号 不動産の無償譲渡及び無償貸付けについてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めますが、さきの議会運営委員会において確認のとおり、議案第5号、第6号、第4号、第3号、第2号の順に説明を願います。

説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 それでは最初に、議案第5号 不動産の処分についてご説明いたします。

本件につきましては、滝川市社会福祉事業団への事業移管に伴い、事業実施に必要な土地について不動産の処分を行うものであります。

処分したい土地の表示については、詳細は議案のとおりですが、見晴デイサービスセンター、老人保健施設ナイスケアすずかけ、デイサービスセンターすずかけ、一の坂保育所、江部乙保育所、そして更生園、新生園の7施設の敷地で、地積合計は3万5,428.9平方メートルであります。

不動産の処分の方法は、随意契約により売却をしたいと考えております。

処分の相手方は、滝川市江部乙町1428番地2、社会福祉法人滝川市社会福祉事業団理事長、石田誠司氏であります。

処分予定価格は、8,927万9,339円を予定しております。

用途につきましては、高齢者施設、保育所施設及び就労継続支援施設として活用するためであります。

以上、議案第5号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第6号 不動産の無償譲渡及び無償貸付けについてご説明いたします。

本件につきましても議案第5号と同様社会福祉事業団への事業移管に伴い、事業実施に必要な建物及び土地について地方自治法第237条第2項に基づき、不動産の無償譲渡及び無償貸し付けを行うものであります。

無償譲渡する建物は、詳細は議案のとおりですが、主な施設としまして養護老人ホーム緑寿園、床面積1,895.53平方メートル、特別養護老人ホーム緑寿園、床面積6,028.35平方メートル、老人保健施設ナイスケアすずかけ、床面積4,748.01平方メートルでありまして、全体で9施設、総床面積は1万6,305.77平方メートルとなっております。

無償貸し付けする建物及び土地は、議案のとおりですが、まず無償貸し付けする建物は花月保育所、床面積1,169.20平方メートルであります。次に、無償貸し付けする土地は花月保育所敷地、養護老人ホーム緑寿園及び特別養護老人ホーム緑寿園敷地、滝川新生園作業場敷地の3カ所で、合計4万2,719.49平方メートルでございます。

譲渡及び貸し付けの相手方は、滝川市江部乙町1428番地2、社会福祉法人滝川市社会福祉事

業団理事長、石田誠司氏であります。

用途については、高齢者施設、保育所施設及び就労継続支援施設として活用するためであります。
以上、議案第6号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第4号 滝川市こどもセンター条例等の一部を改正する等の条例についてご説明申し上げます。

本条例の制定の趣旨につきましては、議案第5号、6号と同様社会福祉事業団への事業移管の実施に伴い、関係施設の廃止等所要の整備を行うための改廃でございます。

第1条から第5条までの一部改正につきまして参考資料によりご説明いたしますので、新旧対照表の1ページ目をお開き願います。滝川市こどもセンター条例の一部改正、第1条関係ですが、第1条は文言の整理であります。

第3条、第4条第1項及び第5条は、花月保育所の事業移管に伴い、所要の整理を行ったものであります。

第6条から第9条につきましては、第5条を削ったことに伴う条番号の整理であります。

次に、滝川市地域子育て支援センター条例の一部改正、第2条関係につきましては、花月、一の坂保育所の事業移管に伴う名称の変更であります。

次に、滝川市老人ホーム条例の一部改正、第3条関係ですが、第1条及び第2条は養護老人ホームと特別養護老人ホームの事業移管に伴う文言及び表の整理であります。

第2条の2第2項は、文言の整理であります。

第3条及び第4条は、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する規定を削るものでございます。

第5条は、特別老人ホームに係る規定であることから、これを削除するものです。

第6条は、文言の整理であります。

第8条は、第5条と同様に特別老人ホームに係る規定であることから、削除するものであります。

次に、別表であります。これにつきましても特別養護老人ホームに関する規定であることから、これを削るものであります。

次に、滝川市老人デイサービスセンター条例の一部改正、第4条関係につきましては、すずかけ及び見晴の両デイサービスセンターの事業移管に伴う表の整理であります。

次に、滝川市介護保険条例の一部改正、第5条関係ですが、第4条の3につきましては特別養護老人ホーム及び老人保健施設ナイスケアすずかけの事業移管に伴い、関係する規定を削るものです。

第4条3の2は、文言の整理であります。

次に、議案の2ページ目にお戻り願います。第6条、滝川市老人保健施設条例及び滝川市就労継続支援施設条例の廃止であります。ナイスケアすずかけ及び更生園、新生園の事業移管に伴い、廃止したいとするものであります。

なお、附則につきましては、この条例は、平成26年4月1日から施行したいとするものでございます。

以上で議案第4号の説明とさせていただきます。

○議長 長 保健福祉部次長。

○保健福祉部次長 それでは初めに、議案第3号についてご説明申し上げます。

本条例は、保育事業の滝川市社会福祉事業団への事業移管の実施に伴い、市内保育所に係る保育の実施に係る基準をこの後ご説明申し上げます議案第2号 滝川市保育の実施に関する条例に移行し、同事業団に事業移管する一の坂保育所を初め3つの保育所を削除して、市立保育所の設置の条例として整備したいとするものです。

第1条は保育所の設置について、第2条は保育所の名称と位置について、第3条は保育所分園について、第4条は所長ほか職員について、第5条は保育料について、第6条は規則への委任について規定したいとするものです。

附則につきましては、施行日を平成26年4月1日としたいとするものです。

以上を申し上げまして、議案第3号の説明とさせていただきます。

次に、議案第2号についてご説明申し上げます。

本条例は、保育事業の滝川市社会福祉事業団への事業移管の実施に伴い、児童福祉法の規定により市長が民間保育所も含めた市内保育所に係る保育の実施に係る基準を制定したいとするものです。

第1条は条例の趣旨について、第2条は保育の実施基準について、第3条は規則への委任について規定したいとするものです。

附則につきましては、施行日を平成26年4月1日としたいとするものです。

以上を申し上げまして、議案第2号の説明とさせていただきます。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 それでは、議案第2号から第6号の関連で質疑を行いたいと思います。

まず、1点目ですが、耐震診断もされていない緑寿園3施設の実態の認識等について伺います。9年前、2005年に国は耐震改修法を改正以来、2008年滝川市耐震改修促進計画を策定し、特定建築物であるにもかかわらず、1981年以前に建設された緑寿園3施設の耐震診断すら行わず、6年が経過しております。3施設の建てかえ完成まで3年間あり、法改正から12年間、市の計画策定から9年間も放置されることとなる施設の譲渡になります。社会福祉事業団は、このような施設であることをどのように認識をしているのか伺います。

また、2点目ですが、仮に譲渡後3年間の中で地震による人的、物的被害が起きた場合の責任はどちら側に帰属するというふうに、協定書、契約書等でうたわれていないと思うのですが、そこをまず確認をし、うたわれていないのであればどのような合意がどこで行われているのかということをお伺いいたします。

大きな2点目は、協定書別紙仕様書です。特養のユニット化による利用者負担増に対する緩和策についてですが、仕様書では甲乙協議の上決定するものとしてしています。月額1.5万円から5万円の負担増で緩和策を実施する判断には評価をいたします。しかし、内容を譲渡後に先送りすることは、その時点では市の補助金を特定の民間法人に行うという点で不公平ではないかという疑

間が市民あるいは他介護関連施設の利用者や経営者に生ずるおそれがあります。それを防ぐためには、譲渡条件として3月末日までに可能な限り具体的に仕様書に明記することが必要ではないでしょうか。お考えを伺います。

2点目は、市は社会福祉法に規定された所轄庁であり、社会福祉法人に係る許認可や指導監督を行う機関です。指導監督を行う機関であることが今回の協定書等では配慮が不足しているのではないかというふうに感じるものです。指導監督の内容は、借地や借り建物として花月保育所の建物が、また受託事業として西町デイサービスセンターの指定管理が事業団にとって該当します。滝川市は、所轄庁の立場と譲渡後に多額の補助金を協議し、支給する立場、また指定管理者を選定する立場に立つこととなります。つまり利害関係がある内容のある施設や事業について、指導監督を行うという関係になるわけです。そこで、それを防ぐためには、譲渡条件として可能な限り譲渡前、つまり3月末日までに具体的に仕様書に明記をすることが必要ではないのか、お考えを伺います。

大きな3点目ですが、花月保育所の無償貸与についてですが、契約書案第7条では大規模改修等の費用負担についても述べられています。しかし、費用については甲乙協議の上決定するとしています。大規模改修は何年後を想定しているのか、またその時点で全て一から協議をするのか、それともどのような場合はどちらが負担するということを想定しているのか、またその点で事業団と合意がどのようにできているのかお伺いをいたします。

4点目は、職員の処遇についてです。社会福祉事業団職員は、46通知、昭和46年の社会福祉事業団法に関連する46通知で、事業団の職員の処遇、給与、退職金等は事業団を設立した地方公共団体の職員に準ずるものとするとして、実際にも市職員に準じた給与規定を持っている現在の労働条件を維持できるかどうかというのは大変大きな問題です。これについては、厚生常任委員会で維持する合意ができているととれる答弁がされてきましたが、協定書案には一切記載がありません。職員の処遇など1項目を起す必要もあるのではないのでしょうか。お考えを伺います。

以上、4点伺います。

○議長 清水議員の質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 最初に、耐震診断と事業団がどう認識するかということで、以前耐震診断実施の有無について、このことは話題に上ったことはありますが、その後いろいろ協議、契約内容の協議に当たり特に問題提起はされておられません。このたびの契約書案も双方合意のもとでの契約書案でございます。

続きまして、3年の中で被害が起きた場合どうするかということですが、仮定の話に今時点明確にお答えできかねます。契約内容が基本と考えております。

続きまして、特養利用の緩和策についてですが、さきの厚生常任委員会でも答弁しましたとおり、滝川市の老人ホームを滝川市の施策として事業団に移管する中で、国の整備方針、7対3というのが今ありますが、ユニット率、これに沿った、改築に伴い発生する利用料の負担増でありますことから、あくまでもこれは事業団の運営への補助ということではなく、入所者個人に対する支援、軽減策と考えております。また、事業移管の協定書を結ぶ時点において、まだ具体像が見えない中で誰を対象に幾らを、あるいはこれを上限にということを明確にうたうことは今の段階では困難と考

え、仕様書に建てかえに関する建設計画及び利用者処遇については甲乙協議の上決定するものとする」と明記したところでございます。よって、今後具体的な青写真が見えてきた段階で内容を整理し、負担軽減を盛り込んだ要綱を制定し、対応していきたいと考えます。よろしくご理解をお願いします。

それと、監査所轄庁の立場ということで質疑がありました。若干質疑内容を整理させていただきますが、ご質疑にあります内容、福祉課のホームページに記載がありますが、指導監査の関係で資産管理、借地等が該当しますのは民間からの借り入れということで、安定した継続運営のための賃借料の適正さ、法人役員等からの借り入れによる占有化等をチェックするもので、この場合、市有地は該当しないということであります。また、西町デイサービスセンター、受託事業ということでお話ありましたが、西町デイサービスセンターは事業団の定款にも記載されておりますが、受託事業ではなく、第2種社会福祉事業となっております。ちょっとこれ整理です。いずれにしても、所轄庁としての市の立場は関係法令に基づいて適正な法人運営と円滑な事業運営の確保が図られるよう指導監査を行うものであり、事業団の場合、法人本部が監査対象となっております。各事業所への監査は、従来どおり北海道が行うこととなっております。それと、先ほど答弁しましたように、負担軽減策はあくまでも個人に対して行うものであり、また指定管理は定められた条例や規則、指定管理者制度適用方針に沿って市が議会の議決をいただきまして選定するものであることから、法人監査との関係ではなく、ご指摘の点はないと考えております。

○議 長 保健福祉部次長。

○保健福祉部次長 花月保育所の無償貸与契約に関するご質疑でございますが、建物の大規模改修の時期についての基準というのは特にございません。それで、目視による現状確認の上実施することとなるというふうには考えております。ただ、花月保育所につきましては平成18年2月の開所となっており、まだ新しい施設ということであるため、改修の時期ですとか、どのような場合、どちらが負担するかと、そういった協議は現在のところ行っておりません。基本は、契約書に明記しているとおりでであるというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議 長 もう一点、職員の処遇についてという質疑でございますが、答弁に若干時間を要するようでございます。ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前10時59分

○議 長 会議を再開いたします。

答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 最後の事業団の職員の処遇向上ということで、協定書上に載っておりませんが、それは法人の独自運営に関するものでありますので、ここには載せておりませんが、しっかりとした全体運営と、そして職員の処遇向上については事業団のほうにも今後ともお願いしてまいります。

以上です。

○議長 清水議員。

○清水議員 全体を貫いているのは譲渡契約、つまり無償とはいえ完全に所有権が移る。所有権が移るということは、それに付随するいろんな義務も移るわけです。その契約を終わった後にいろんな大きなことを協議の上決めていくというのは、一般社会的にいえばちょっとあり得ないのです。やはりこういう条件だから受け取る、受け渡すということであり、部分的にはこういうことについて限定して、ここまではもう決めたけれども、ここは10年後、20年後の状況を見ないとわからない部分があるのだというのなら、そこを明確に記載する必要があると。全体を通じて何か根本から間違っているのではないのかなと。やっぱり滝川市と滝川市が設立してきた、しかも滝川市の事業を全部100パーセント受託してきた事業団の依存関係が今回のこの契約に非常にあらわれているというふうに、厳しさが足りないというふうに感じざるを得ないご答弁だったというふうに私は思います。

そこでまず、耐震関係ですが、万が一倒壊等で人的、物的被害が起きたときの責任はどちらに帰属するのかといったら、契約書の内部が基本と考えていると。契約書は何ぼ見てもそんなような記載はないです。地震だとかという項目、あるいは天災という項目一切ないです。契約書の中に、これをもじりしたら言っているのかなと。とすれば、瑕疵担保です。これは、この契約締結後、譲渡物件に数量の不足または隠れた瑕疵のあることを発見しても、一定わかっているわけですから、発見ではないけれども、あっても甲は瑕疵担保の責任を負わず、甲に対して損害賠償の請求または契約の解除をすることができないということをもじりしているのであれば、これ万が一地震が起きたときの人的、物的保証責任をこれは事業団が負うというふうに言っているのだよということを先ほどの部長の契約書の内部が基本と考えているという答弁の意味というふうに考えてよいのでしょうか、それとも違うのであればどの条項のここにあらわれているのだと。そんな何も類推もできないようなものを指して契約書に含まれているなどという答弁は、私は全く受け入れることはできません。

また、特養の利用者の負担増に対する緩和策についても、先ほど利用者に対する補助だとおっしゃいましたよね。今後介護保険制度の利用者負担が値上がりすることは幾らでも想定されるのです。これは、譲渡とは関係ないのだということであれば、譲渡後に他の施設で同じように利用者負担増が起きたときに、ではそちらは市は相談にも乗りませんよと。しかし、こちらは相談に乗りますよと。これ全然公平性ないですよ。だから、利用者に対する負担増だから、譲渡と関係ないなんていう、そういう言い方は全く成り立たないのです。だから、譲渡条件としてうたうということが絶対必要なのです。可能な限り具体的にということが求められているわけで、では譲渡後に民間、ほかのいろんな施設で負担増が起きたときに利用者負担増緩和策、これも同列に行うという、そういう考えでいるのですか、それともあくまでもこれは譲渡の条件だということとやるということであれば矛盾すると、利用者に対する負担だからということで。お考えを伺いたいと思います。

それと、貸与について、18年だから、まだ年数たっていないからいつ大規模改修を行うかわからない。それはそうでしょう。ただ、逆に言うとまだ8年しかたっていないわけで、そうすると2036年とか今から22年後ぐらいに大規模改修が行われるわけです。そのときに大規模改修は、

まず追加工事だとか増加工事だとかない限りは市側が改修費持つのだよというようなスタンスを決めておかなかったら、22年後の市の職員と事業団の職員がおい、協定書見たら甲乙協議するぞとなっているぞと。今回幾らかかるのですかといったら、やっぱり2億円ぐらいかかるみたいだと。これは、本当力関係でもう一から、場合によっては2億円全部事業団が持たぬかもしれないぞと。こんな話ではないでしょう。22年後でもちゃんとわかるような協定書にしておく必要があるのではないかということを私は聞いているのです。ご答弁を求めます。

それと、職員の処遇については、これまでも厚生常任委員会で現在の給与表なんかも資料請求を委員会として求めて出されて、かなり市の職員給与表に近いものが示されて、それを今後も維持していく努力が図られるということを確認されているけれども、今の部長の答弁はしっかりと今後もお願いをしていく。こんな部長の答弁がどれだけの担保になるのか。もう本当やめてほしいのです、そういう感覚的な答弁というのか。もう少し議会答弁として成り立つ、誰が見てもそうかという答弁をやっぱりしてほしいのです。だから、処遇についてはそういったことについて努めるものにするというような条項をなぜ設けられないのでしょうか。

以上です。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 耐震の関係ですが、基本的には先ほどと同じ答弁で、仮説の話に明確にできない。契約内容が基本であるということとそのような状況が、予期しないことが起きた場合、契約書の一番最後のほうに契約の定めない事項の条項、それを踏まえてそのときの状況などにより双方しっかりと協議していきたいと思います。

それと、もう一つの負担軽減策についてでございますが、先ほどもお話ししましたが、事業団への施設移管の何回も委員会で説明してまいりましたが、趣旨にありますように、特別養護老人ホーム緑寿園等は事業団に改築していただき、その運営を市にかわり事業団に託すと。これは、滝川市の介護保険政策上大事な施設、大事な事業であります。その施設が改築によりユニット型個室を導入するということで負担増になったということで、今回この場合、滝川市の福祉施策として譲渡後対応すべき重要な施策であるということから、先ほど説明しましたように建てかえに関する建設計画及び利用者処遇については甲乙協議の上決定するものということで、今の段階ではこれが一番明確な記載であると双方で検討した結果でございます。これは以上でございます。

それと、もう一点の社会福祉事業団の職員の処遇です。感覚的というか、精神的に私がお話ししたということなのですが、当然社会福祉法人、公共性、そして非営利性、安定性、事業の継続性、こういうものを保っていかなければなりません。これは、もう社会福祉法でも位置づけされております。これらを保つためには、当然職員の力、職員の処遇、それがしっかりとしなければいけません。それは、私たちがお願いする以上に社会福祉法人、事業団としても十分考えながら進めていることと思います。あわせて処遇だけではなくて、全体運営もしっかり行っていかなければならないという2つの面を持っていることと思います。それで、今後とも私どもの立場としては事業団のほうに今言った観点でしっかり運営、処遇等の中で進めてもらうよう要請していきたいという考え方でございます。

以上です。

○議長 長 保健福祉部次長。

○保健福祉部次長 花月保育所に関する大規模改修等の責任の範囲ということで再質疑でございますが、基本的には市が所有している物件ということでございますので、主要構造物といいますか、躯体、それぞれ建物の価値を下げない、そういった維持をするための大規模改修であれば市に責任はあるというふうには感じております。ただ、実際の使用状況によって傷んだ箇所ですとか、あるいは価値が下がった部分というのは、どちらに責任があるかというのは今から想定して具体的な項目として契約書の条項に表現するのは大変難しいというふうに考えておりますので、甲乙双方で協議するというふうにさせていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 ただいまの無償貸与の件について、基本的には大規模改修、市の所有物なので、市に負担責任があると。しかし、使用状況など今から想定できないものがあるので、協議という表現をしていると。そうでないと思うのです。物を借りるときにこういう明らかに乙に責任があるようなものについては乙の責任だよと。それ以外は甲の責任。だから、社会通念上、例えば合意のもとで改造すると。改造したものについては、それは乙の責任でしょうと。あるいは、火災を起こしたと。そういうものは乙の責任でしょう。しかし、そのほかは甲の責任だよと。だから、一般的な契約書のレベルに達していないのです、これが。全て甲乙の協議にするといったら、結局やっぱり契約書というのは今の市長が、あるいは議会がこれを議決するわけですから、乙と結ぶ契約だということと同時にいろんな費用負担あるいは財産を失うということがあるわけですから、市民にとってなるほどと。こういう場合については市が負担する、これについてはもう一切負担の必要ないのだと。あとは、事業団が全部やってくれるのだというようなことがはっきりしていないと、それは契約を結んでいる同士では何となく合意ができていたとしても、やっぱり理解に苦しむわけです。後でいろんな疑問が生ずると思うのです。そこで、もう一度甲と乙の今後起き得る改修の必要性について、抽象的でもいいですから、こういう場合は甲、こういう場合は乙という程度に記載をするということについてのお考えを伺いたいと思います。

最後に、やはり市が法改正以降9年間も改築する、改築するということで耐震診断すら先延ばしというか、しないという決断をしてやってきたこの施設で、万々が一譲渡後にそういった被害が出たときは、これはもう100パーセント私は市が責任持つべきだと思うのです。ところが、今のご答弁では、何か最後にこの契約では定めのない事項については必要に応じ甲乙協議して定める。これは、天災といったっていろんなことがその時点ではあると思うのです。天災が起きたと。しかし、事業団の体制も悪かったとか、そんな問題とかいろんなことを考えたら、1項目きちっと書いて何の不足もないはずなのです。基本的に市が責任を負うと。しかし、書いておけばですよ。その時点で社会福祉事業団にも何か責任あったとすれば、それはそれでそのときに差し引くとかという、そういうふうにするべきだと私は思うのです。だから、全く書かないでその他事項に含まれるなんていうことではちょっと私は納得できないのですが、市長のお考えを伺います。

○議長 長 吉井副市長。

○吉井副市長 清水議員さんの再々質疑ということで答弁させていただきますが、緑寿園につきましては市が昭和48年にまとめた老人福祉村構想というものに基づきまして整備をし、特に現在養護、特養、軽費と対象者が異なる施設が併設になっておりまして、いずれも低所得者の高齢者が入所できる環境というものは、滝川市民にとってはやはり老後は緑寿園だというふうに皆さん認識している施設だと思っておりますし、その緑寿園の存在というものはますます滝川市においては本当に大きさを増しているものというふうに認識をしているところでございます、その認識は議員さんも一緒だと思いますけれども。このような中で、本当に長年の懸案ということで事業移管に向けて検討をしてきたこの案件、議会の皆様ともども何度も委員会も重ねていただいて、市としても説明をさせていただいてやってきたこの問題でございますが、ようやく今ここで譲渡の提案をさせていただけると。4月には事業移管をされまして、また数年後には改築も予定されている。その姿がようやく見えるところまで来たというのが今の状況かと思っております。清水議員さんの質疑の根底にありますいろんなことを細かいところまでということ、それから大災害が起きたときどうするのだという、そのお気持ちについてしっかりと受けとめさせていただきたいと思っておりますけれども、今ここにおいてはやはりそういった天変地異というものを想定をして瑕疵担保条項に何を付け加えるのかどうか、そういうことも大事かもしれませんが、まずは譲渡させていただきまして、今の緑寿園をもっと快適な施設環境に変えていく。そして、早期の整備着手をしていく。それを事業団ともども一緒になって考えていこうということで今までやってきておりますので、そういった流れの中で初めて市民の皆さん方の社会福祉の増進が図られると思っておりますので、どうかこの懸案につきましては清水議員さんのご理解をいただきたいなというふうに思っております。よろしくをお願いします。

○議長 長 保健福祉部次長。

○保健福祉部次長 花月保育所に関する条項の整理といいますか、再度ある程度明確にするべきではないかというご質疑でございますが、この条項については事業団とこれまでも協議を交わしてまいりまして、特にこの問題について、この条文について疑義は表明されたことはございません。ただ、清水議員さんおっしゃるように、貸し主の責任、借り主の責任ということで、そういったご質疑いただいたということは事業団にお伝えして、抽象的な表現でもいいので、明記するかというようなお話がございましたので、そういったお話を伝えて、また再度協議したいと思います。

以上です。

○議長 長 山口議員。

○山口議員 市長にお伺いしたいのですが、社会福祉事業団、長年の懸案だったわけですが、今回移管、譲渡するということで、従前市のOBが理事長としてずっと長く勤められて、なかなか解決できなかった問題を民間の優秀な現理事長が強いリーダーシップを持って解決をいただいた。その現理事長を推薦した市長にも敬意を表したいと思います。これから大事なことは、譲渡後のことであります。やはり滝川市の福祉行政を、大変重要な部分を担う事業団でありますから、今後は市のOB、そして民間の優秀な人材を両方集めて何とか安定的な経営をするべきだというふうに思いますけれども、市長のお考えをお伺いします。

○議長 長 山口議員の質疑に対する答弁を求めます。市長。

○市長 それでは、ただいまの山口議員のご質疑でございますが、本当にここまでこれたということに非常に私も安心をさせていただいておりますし、これまでお力添えいただいた議員各位、そして大勢の皆様にお礼を申し上げるというような気持ちでいっぱいでございます。今山口議員のお話にありましたとおり、民間の理事長として現理事長大変に手腕を振るっていただいております、すばらしい方になっていただいたと、そのように思っている次第でございます。今後につきましては、やはり本当におっしゃるとおり大事でございまして、いかに安定した、そしてしっかりとした経営をしていただくかということでございます。その中身につきましては、やはり官民一体となった運営は確かに必要だと思いますし、私ども市としては譲渡後はしっかりとサポート役として徹底してまいりたいと思っています。また、事業団の経営内容につきましては、いろいろとご意見をいただく中で、独立した団体でございますので、その団体の意見を尊重しながら、いろいろと運営をやっていただけるよう助言をしていく立場、そしてまた官民が一体となって運営ができる組織づくりをお手伝いさせていただきたい、そのように思っている次第でございます。ぜひともそういう形で進めていきたいと思っていますので、議員各位、そして山口議員を初めご協力お願い申し上げます、私の答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論ございますか。清水議員。

○清水議員 日本共産党の清水雅人です。私は、議案第2号から第6号を可とする立場で討論を行います。

まず、施設譲渡の可否についての基本的な姿勢について述べます。地方自治体が福祉、介護施設に係る経費を節減するために民間に施設を譲渡したり、施設は所有したまま管理事業者をかえる事例が相次いでいます。その結果、直営施設の譲渡で職員が分限解雇されたり、長年委託してきた指定管理先を新しい事業者にかえることで仕事を失った事業者が労働者を解雇せざるを得ないなど厳しい事例が起きています。今回の施設譲渡はどうでしょうか。10施設を滝川市社会福祉事業団、以下事業団に譲渡、貸与することは、46通知に基づき滝川市が設立し、38年間もの長きにわたり運営を委託してきた事業団職員の雇用の安定と指定管理者という不安定な事業形態から、施設を所有することで経営の自立と安定がもたらされるという点で事業団にとっても労働者にとってもよい方法と言え、さきに示した他の自治体で行われている事例とは大きな違いがあります。一方、350人の事業団職員の雇用安定には、全員市職員にする直営化という選択肢もあります。しかし、直営化は規模が余りにも大きく、市の行財政に問題が起きる懸念があり、適切とは言えないと考えます。なお、厚生常任委員会の調査では、滝川市は5億円以上の財政メリットがあるとの試算結果が示されましたが、これを滝川市が譲渡の目的と考えているのであれば、それは譲渡問題の本質からずれていると考えます。結果的に財政メリットあるのであれば、それを3月末までに交わす協定

書や契約書で定める譲渡条件に生かすことを求めます。

次に、段階的な譲渡という選択肢も検討されました。事業団理事会がしっかりと確立されるのを見きわめながら譲渡を進めるという大きな利点があります。しかし、事業団として経営計画を立てにくいという問題もあり、最良の選択肢とは言えません。

次に、貸与という選択肢についてです。これは、事業に対する市の権限が指定管理よりも弱くなり、事業団にとってもいつ貸与先が変更されるかもしれないとの不安定さに変わりありません。なお、無償ではなく有償での譲渡についても検討されましたが、補助金の返還義務など市にとって不利な点が大きいことが確認されています。

以上の理由から、事業団に9施設を譲渡、1施設を貸与することについては基本的に賛成です。しかし、譲渡等にあたってはさまざまな問題があります。以下、課題について述べます。第1は、各事業がサービス水準を維持していけるかどうかです。高齢者福祉、介護、障がい者福祉と就労支援、保育の各事業を今以上の水準で継続することについては、協定書で調査協力の義務、契約解除、損害賠償などを定めており、問題はありません。第2は、滝川市の行政財産としての理念や目的を位置づけるかどうかです。住民にとってなくてはならない施設ばかりです。施設の廃止や規模の縮小については、調査協力の義務、契約解除、損害賠償などを定めており、問題はありません。第3は、46通知で事業団の職員の処遇、給与、退職金等は事業団を設立した地方公共団体の職員に準ずるものとされ、実際にも市職員に準じた給与規定を持っている現在の労働条件を維持できるかどうかです。これについては、厚生常任委員会で維持する合意ができているとの答弁がされてきましたが、協定書案には明確な記載がありません。職員の処遇など1項目を起こし、明記することを求めます。

次に、契約書と協定書について意見を述べます。第1は、特別養護老人ホーム緑寿園の建てかえで、ユニット型個室による負担増対策を仕様書案では甲乙協議の上決定するものとしていることについてです。ユニット型個室化の場合、月額1.5万円から5万円もの利用者負担増に対する緩和策を協議するというもので、評価はします。しかし、総額1億円を越えることが予想される金額や市の負担割合、負担期間の決定を譲渡後に先送りすることは、譲渡後に譲渡条件決定を先送りする点で理解に苦しみます。こんなことなら、譲渡、譲受しなければよかったということにもなりかねません。また、一民間法人に対する補助に対して、市民や他の介護保険適用施設の利用者、経営者が不公平と思うことがないように、可能な限り具体的に仕様書に明記することを求めます。第2は、耐震診断も行っていない緑寿園3施設の譲渡についての契約書に明文化することが地方自治体として不可欠です。多数が利用する特定建築物であり、1981年以前の旧建築基準法で建設されたにもかかわらず、緑寿園3施設の耐震診断すら行われていません。法改正から9年間、市の計画策定から6年間も放置した市の責任は重大です。3施設の建てかえ完成は3年後であり、事業団はこのような施設を譲受する点について特に問題提起していないとの認識であることが答弁されました。譲渡後の3年間に万が一地震による人的、物的被害が起きた場合の責任は滝川市に属すると契約書に明記することを求めます。第3は、花月保育所建物の無償貸与契約書案についてです。22年以上先に行われる大規模改修等の費用について、甲乙協議の上決定するとしています。児童

館と合築のために無償貸与とされていますが、事実上の無償譲渡であり、大規模改修費用も原則事業団とするほうが合理的かもしれません。しかし、問題は増築がある場合は事業団が負担するのは当然ですが、大規模改修費用を基本的にどちらが負担するのかを明文化していないことです。譲渡後22年も経過したときに、両者には協定書作成過程のあうんの呼吸などわかるはずありません。可能な限り具体的に仕様書に明記することを求めます。第4は、市は社会福祉法に規定された所轄庁であり、社会福祉法人に係る許認可や指導監督を行う機関であることの配慮が不足しています。指導監督の内容は、借地や借り建物として花月保育所建物が、また受託事業として西町デイサービスセンターの指定管理が該当します。滝川市は、所轄庁の立場と譲渡後に多額の補助金を協議し、支給する立場、指定管理者を選定する立場に立つことになります。将来仮に事業団に監督上重要な問題が生じた場合に補助金を出せなくなることや指定管理者選定できなくなること防ぐために、指導監督に迷いやためらいを感じることは避けなければなりません。そのためにも将来協議することを最小限に抑え、可能な限り具体的に仕様書に明記することを求めます。最後に、協定書と契約書を交わす実態は事業団の経営を行う理事会です。この理事会が社会福祉法に基づいて運営するのですが、これだけ大きな法人であることから、最も高い公共性と民主的運営を期待します。ところが、七、八年間大変苦い経験をしてきたことを二度と繰り返さないための特別の方針が必要だというふうに考えています。事業団は、46通知に基づいて滝川市の社会福祉施設を運営するために1975年滝川市が設立し、その後の通知で市の関与が制限されて以降、元参事による事実上の支配を抑えられない理事会体制が約6年間にも及びました。前田市長が改革に手をつけた2012年の理事改選では十分な理事会体制はできていないと私は考えています。さらに、元参事が退職して1年もたっていません。ことしの10月は理事の改選期で、抜本的な改選を行うことを期待します。これに譲渡後の施設運営と事業団運営がうまくいくかがかかっていると言っても過言ではないと考えます。社会福祉法第39条、業務の決定では、社会福祉法人の業務は定款に別段の定めがないときは理事の過半数をもって決するとされています。私は、事業団設立以来、責任を持ってきた流れを受け継げるように、また今回の協定書、契約書を熟知して管理できるように、滝川市の特別職経験者などが理事長等に当面の間就任すること、また事業団職員の総意を熟知しながら運営できるように、常務理事、事務局長には事業団職員幹部が就任すること、その他理事には現在の有力団体の充て職方式など名目的な就任をやめて福祉事業に熟達した学識経験者と経営に熟達した金融機関幹部経験者などを配置することを期待するものです。また、理事長、常務理事などは常勤とし、責任にふさわしい報酬とすることを期待します。私がここまで理事会体制に踏み込んで意見を述べるのは、繰り返しになりますが、38年間市民のために続けてきた公共性を継続する最大の担保になると思うからです。

以上、討論とします。

○議長 小野議員。

○小野議員 新政会の小野保之です。社会福祉事業団の長年の懸案事項でありました譲渡問題に関しては、紆余曲折の中、厚生常任委員会での審議が行われ、今臨時議会に提案されました議案第2号から議案第6号について、新政会を代表し、賛成の立場で若干意見を付して討論を行います。

新たな社会福祉事業団として中期経営計画を策定されましたが、法人組織としての機能は理事会、評議会が十分その職責を果たすこと、従前の物言わず組織ではなく、ひとしく発議できる体制の確立に努められたい。経営プランにおいては、各施設の方向性を示されていますが、多種多様のサービス及び利用者ニーズに十分な配慮をお願いしたい。また、緑寿園の建てかえ計画では、入居される人たちのサービスを重点に考えていただくとともに、職員の職場環境にも十分な対策を講じるよう努められたい。社会福祉事業を取り巻く環境は、日々法令及び制度の変更等もあり、高度な専門性が求められることから、職員の育成が急務であり、十分な職員体制の確立を図られたい。法人理念、基本方針にのっとり、安定した経営を目指すのであれば、さらなる経営努力が求められます。事業団職員、理事者が共通の意識を持ち、滝川市との連携を密にしながら安定基盤を築くよう要望し、賛成討論といたします。

○議長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 市民の声連合の渡辺精郎です。私は、本臨時市議会に上程されました第2号議案、滝川市保育の実施に関する条例から第6号議案、不動産の無償譲渡及び無償貸付けについてまでの5件の議案を可とする立場で討論いたします。

この議案の前提となる審査は、昨年より厚生常任委員会で質疑、討論が行われ、資料請求も多数ありました。私は、この厚生常任委員会全てに出席し、福祉施設の譲渡問題を把握してまいりました。今回社会福祉事業団に無償譲渡案に賛成いたします大きな理由は、現在の譲渡先の社会福祉事業団の理事長以下役員の交代で顔ぶれが一新し、昨年5月16日に厚生常任委員会主催でアイガモ等の飼育状況の視察とその後の懇談会におきまして、私は日ごろから社会福祉事業団に疑念を持っていたことを新理事長に質疑いたしました。その答弁が今までの経営を丁寧に説明され、新しい理事者の方々がしっかり経営を立て直す真剣さを感じられたからであります。このアイガモ等の視察と懇談会がなければ、私は今もって譲渡には賛成できなかったと思います。端的に言えば、さきの事業団の特にアイガモ担当グループのような唯我独尊で自分たちが退職するから次のアイガモのひなの仕入れはしないなどという無責任体制が存在する社会福祉事業団にどうして老人施設を任せることができのでしょうか。私は、ずっとそのことにこだわってきました。指定管理者経営への市議会議員の質疑ができないという法律に縛られ、無責任第三セクター的指定管理者の存在を許してしまうというこの制度を改める必要もあります。社会は人の集まりででき上がっています。組織も人できつられています。したがって、役所であっても社会福祉事業団であっても担当する人たちの考え方によってはとんでもない方向に向かってしまいます。特に注文をつけておきたいのは、老人介護施設において、ともすると入所の老人をいたわることを忘れて福祉の都合のよい老人介護の実態をつくらないことであります。老人をアイガモのように扱われたのではたまったものではありません。いずれ私たちの入所も時間の問題であります。そのときおむつかえ一つとっても、動けなくなった老人に対するサービス一つでも社会福祉事業団の責任であります。このような入所者の不満も議会ではなじまなくなってしまう。もう一つ、保育所の譲渡による保育士の問題であります。保育士は、言うまでもなく保育のプロであり、国家資格を持たなければならない仕事であります。本人も親も公立の滝川市立保育園に就職したはずが社会福祉事業団とやらの民間企業的な事業に移行し

てしまい、ご家庭では何だ、これとは心配しておられる親もいるのであります。勤務条件の待遇は変わらないとはいっても、将来はどうなるかと心配するのは人の親として当然であります。この点でも将来ともしっかりとした保障をすることを忘れてはいけません。市としてもこの面の指導監督を怠らないようにすべきであります。譲渡問題の当面の問題は、市と協議で解決していけると思いますが、私は将来を見詰め、特に老人施設や保育所での社会問題が起きないように、そのことをしっかり今後の社会福祉事業団の担当者全員が肝に銘じて運営されることを願って、私の賛成討論いたします。

（「議長、議事進行」と言う声あり）

○議長 長 ただいま議事進行の発言がございました。柴田議員、お願いします。

○柴田議員 ただいまの渡辺議員の賛成討論の中で、老人をアイガモのようだという表現がございましたが、全く意味が不明でありまして、表現の中身次第では、これは削除していただくようなことにもなると思いますので、議長のほうでそのご判断をお願いしたいと思います。

○議長 長 ただいま柴田議員から議事進行の発言がございました。私も同様に今の発言を伺いながら同じ考えを持ちました。このことについて渡辺精郎議員より発言がございましたらお願いいたします。渡辺精郎議員。

○渡辺議員 訂正させていただきたいと思います。

○議長 長 もし訂正になるのなら、討論の訂正になりますので、こちらでお願いいたします。

○渡辺議員 それでは、訂正いたしたいと思います。

老人を粗末に扱われたものではたまったものではございません。アイガモのところは削除したいと思います。よろしくをお願いいたします。

○議長 長 粗末という表現でよろしいですね。

（「はい、そうです。粗末に」と言う声あり）

○議長 長 ほかに討論ございますか。

（なしの声あり）

○議長 長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号の5件を一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号の5件はいずれも可決されました。

◎閉会宣告

○議長 長 本臨時会に提案されました議案の審議は全て終了いたしました。

これにて平成26年第1回滝川市議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午前11時48分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員